
サステナビリティ基準委員会の活動状況

本資料の目的

1. 本資料は、第 5 回サステナビリティ基準諮問会議（2023 年 12 月 14 日開催）の後のサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）の活動状況を中心にご報告することを目的としている。

サステナビリティ基準委員会の活動状況

2. SSBJ は、第 5 回サステナビリティ基準諮問会議の後、主に次の活動を行ってきた。SSBJ における審議の概要は別紙 1 のとおりである。

- (1) SSBJ 基準の開発の状況

- ① 「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（以下「開発計画」という。）を踏まえた、SSBJ 基準の開発

- (2) 国際対応の状況

- ① ISSB から公表された基準への対応
- ② サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）における対応
- ③ 法域別ワーキング・グループ（JWG）における対応
- ④ その他の国際会議等への参加

SSBJ 基準の開発の状況

（開発計画を踏まえた SSBJ 基準の開発）

3. SSBJ は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和 4 年度）¹による提言をはじめとした我が国の資本市場関係者からの強いニーズを踏まえ、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の最初のサステナビリティ開示基準である IFRS S1 号及び IFRS S2 号（本資料第 9 項(1)参照）に相当する基準（日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準）の開発を審議テーマとし、以下のプロジェクトを開始することを決定した。

¹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html

- (1) IFRS S1 号に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発
（日本版 S1 プロジェクト）
- (2) IFRS S2 号に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発
（日本版 S2 プロジェクト）

（開発計画の公表）

- 4. SSBJ としては、確定基準が公表されるまでの間に可能な範囲で日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準の検討を進めておくことが適切と考えられること、また、SSBJ が基準の開発状況について明示することにより、国内外の関係者の予見可能性が高まることから、2023 年 2 月 2 日、SSBJ が開発する基準の範囲、基準の目標公表時期及び具体的な論点の一覧（論点リスト）等を明示した「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」を公表した²。
- 5. SSBJ は、日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトの目標時期を次のとおりとしている。

1	公開草案の目標公表時期	2023 年度中（遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで）
2	確定基準の目標公表時期	2024 年度中（遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで）

（SSBJ 基準の開発の状況）

- 6. SSBJ では、第 8 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 2 月 2 日開催）より、SSBJ 基準の開発に着手した。2023 年 6 月 26 日に IFRS S1 号及び IFRS S2 号の確定基準が公表されたことを踏まえ（本資料第 9 項(1)参照）、第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）より議論を再開し、主な論点について一通り議論を行った。2024 年 1 月から公開草案の文案の検討を開始している。
- 7. なお、第 30 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 2 月 6 日開催）において、金融庁の担当者より、我が国におけるサステナビリティ関連財務情報に関する開示制度について、IFRS サステナビリティ開示基準との国際的な比較可能性の確保の必要性等も踏まえ、SSBJ の公表するサステナビリティ開示基準の適用が要請される企業の範囲については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（東京証券取引所のプライム上場企業又はその一部）を想定することが考えられるとの説明がなされている。
- 8. さらに、2024 年 2 月 19 日に開催された第 52 回金融審議会総会において、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ(仮称)」が新たに設置され、SSBJ の公表するサステナビリティ開示基準の適用対象や適用時期

² <https://www.asb.or.jp/jp/project/plan-ssbj.html>

について議論を行うとの方向性が示された³。

国際対応の状況

(ISSB から公表された基準への対応)

9. ISSB から公表された文書に対する、SSBJ の対応は次のとおりである。

(1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号

ISSB は、2023 年 6 月 26 日に、確定基準となる IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」を公表した。

SSBJ 事務局は、これらの基準の日本語翻訳、解説資料及び解説動画を作成し、解説資料及び解説動画は当財団のホームページに公表している⁴。

(サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム (SSAF) における対応)

10. SSBJ は、ISSB の諮問機関である、サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム (SSAF) の初期メンバーに選任された⁵。SSAF は、ISSB の基準設定に関連する主要な技術的課題に関して、法域の基準設定主体との対話を正式かつ効率的に行うために設置された。
11. 前回のサステナビリティ基準諮問会議の後で開催された会合のアジェンダは、別紙 2 のとおりである。

(法域別ワーキング・グループ (JWG) における対応)

12. SSBJ は、ISSB の法域別ワーキング・グループ (JWG) のメンバーである。JWG は、ISSB の最初の公開草案と、現在進行中のサステナビリティ開示に関する法域の取組みとの間のコンパチビリティを高め、グローバル・ベースラインとしての ISSB 基準を開発するための対話の場として組成された、非公開の会議体である。
13. JWG は、法域の当局及びサステナビリティ基準設定主体を中心とした次のメンバーから成り⁶、証券監督者国際機構 (IOSCO) がオブザーバーを務めている。

³ 2024 年 2 月 19 日金融庁第 52 回金融審議会総会・資料 1 説明資料 (サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討) p. 1

⁴ https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/exposure_draft_ssbj/y2023/2023-0626.html

なお、日本語の翻訳は、IFRS 財団のホームページから入手することができる。

<https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/#pdf-collections---translations>

⁵ https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/news_release_20221222.pdf

⁶ JWG は、今後、正式な諮問グループとして、基準の導入及び相互運用可能性に関連する戦略

金融庁、サステナビリティ基準委員会、中国財務省、欧州委員会（EC）、
エフラグ（EFRAG）、英国金融行動監視機構（FCA）、英国財務報告評議会（UKFRC）、
米国証券取引委員会（SEC）

14. SSBJ は、JWG に毎月参加しており、主に、ISSB のボード会議における審議事項に関し意見交換を実施している。

（その他の国際会議等への参加）

15. SSAF 及び JWG のほか、前回のサステナビリティ基準諮問会議の後に、SSBJ は次の国際会議等へ参加している。

2024 年 1 月 8 日	カナダサステナビリティ基準審議会（CSSB）との初めての二者間会合を実施
2024 年 3 月 12 日	ISSB との二者間会合を実施
2024 年 3 月 13 日	エフラグ（旧欧州財務報告諮問グループ）との二者間会合を実施

以 上

的事項に関して ISSB に助言を行う役割を担うことが検討されている。

前報告時（2023年12月14日）の後のサステナビリティ基準委員会における審議の概要

回（開催日）	議 題
<p>第 28 回 2023 年 12 月 25 日</p>	<p>(1) サステナビリティ基準諮問会議からの報告 (2) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 ① 温室効果ガス排出目標 ② 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案</p>
<p>第 29 回 2024 年 1 月 25 日</p>	<p>IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 (1) 暫定合意のための意思確認 ① 「ガイダンスの情報源」における SASB スタンドアード等の取扱い ② 温室効果ガス排出量の表示単位 ③ スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準 ④ スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用 ⑤ スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量の合計値 ⑥ 産業横断的指標（気候関連の移行リスク、気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会）の取扱い ⑦ 産業横断的指標等（資本投下）の取扱い ⑧ 産業横断的指標等（内部炭素価格）の取扱い (2) 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案 (3) 「一般開示基準」の文案</p>
<p>第 30 回 2024 年 2 月 6 日</p>	<p>(1) サステナビリティ関連情報のアップデート (2) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 ① サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」の文案 ② サステナビリティ開示テーマ基準「一般開示基準」の文案 ③ サステナビリティ開示テーマ基準「気候関連開示基準」の文案</p>

回（開催日）	議 題
<p style="text-align: center;">第 31 回 2024 年 2 月 19 日</p>	<p>IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発</p> <p>(1) 暫定合意のための意思確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「ガイダンスの情報源」における SASB スタンドアード等の取扱い ② スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準 ③ 温室効果ガス排出量の表示単位 ④ 産業横断的指標等（気候関連の移行リスク、気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会）の取扱い ⑤ 国家の安全保障を脅かす可能性のある情報 ⑥ 適用時期 <p>(2) サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（適用基準）の文案</p> <p>(3) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に関するその他の審議事項</p>
<p style="text-align: center;">第 32 回 2024 年 3 月 4 日</p>	<p>(1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 暫定合意のための意思確認 ② 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案 ③ 「一般開示基準」の文案 ④ 「気候関連開示基準」の文案 ⑤ 「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案 <p>(2) 2024 年 3 月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）への対応</p> <p>(3) 委員会の運営について</p>

以 上

前報告時（2023年12月14日）の後のサステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）における議題

回（開催日）	議 題
第 4 回 2024年3月11日	(1) コネクティビティ (2) ISSB のアジェンダの優先度に関する協議 (3) IFRS サステナビリティ開示タクソノミ (4) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する教育的資料のアップデート (5) SASB スタンドアートの向上 (6) アジェンダ計画

SSAF の会議報告については、当財団のホームページにおいて公表している⁷。

以 上

⁷ <https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ssaf.html>